



令和6年度(6月15日支払い分)からの年金額

65歳になったとき…

老 齢 基 礎 年 金

816,000円(満額)

20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。厚生年金保険の被保険者の期間と合わせて受給資格期間が10年(120月)以上ある方は、老齢基礎年金を受け取ることができますが、受給資格期間と免除期間などにより、上記の満額より年金額が少なくなります。お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。

もしも、一家の働き手に先立たれたら…

遺 族 基 礎 年 金

◇子のある配偶者が受け取るとき **816,000**円+(子の加算額)

◇子が受け取るとき(次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります。)

816,000円+(2人目以降の子の加算額)

※1人目および2人目の子の加算額 ……1人につき234,800円

3人目以降の子の加算額 ……1人につき 78,300円

国民年金に加入中の方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」また「子」が、遺族基礎年金を受け取ることができます。

遺族基礎年金の支払いは、子が18歳(子に障害がある場合は20歳)に到達する年度の末日までです。

もしも、病気やケガで障害が残ったら…

障 害 基 礎 年 金

◇1級障害 **1,020,000**円 ◇2級障害 **816,000**円

国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取ることができます。

障害基礎年金を受け取るためには、保険料を納めた期間と金額に一定の要件があります。

20歳前に障害となった場合は、20歳になったときに請求ができます。この場合本人の所得によって支給制限があります。

※年金額は毎年変わります。上記は令和6年度の年金額です。

※お問い合わせは岡谷年金事務所までお願いします。